

○庁舎等使用調整計画の策定等に係る取扱いについて

〔平成19年1月11日〕
財理第1号

改正 平成19年 6月 6日財理第2352号
同 21年12月22日同 第5538号
同 25年 6月 5日同 第2647号
同 27年 3月 2日同 第 938号
令和 元年 9月20日同 第3217号
同 5年12月14日同 第3330号
同 6年 4月30日同 第1323号
財務省理財局長から各省各庁国有財産総括部局長宛

庁舎等の使用調整については、平成18年1月の財政制度等審議会（以下「財制審」という。）において、「既存庁舎等の効率的な使用を推進するため、庁舎等の使用調整に当たっては、行政手続の透明性の確保とその実効性の向上の観点から、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和32年法律第115号。以下「庁舎法」という。）第4条に基づき財制審に付議した上で、庁舎等使用調整計画（以下「使用調整計画」という。）を策定することが適当である」旨の答申を受けたところである。

また、使用調整計画に基づく調整の対象とならない庁舎等の場合であっても、既存庁舎等の適正かつ効率的な使用を推進するため、国有財産法（昭和23年法律第73号）第10条に基づき、その実態に応じ、必要な調整を行う必要がある。

このことを踏まえ、使用調整計画の策定等に関する手続を定め、財務局長、福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長（以下「財務局長等」という。）に対して別添のとおり通知したところである。

については、使用調整計画及び国有財産法第10条に基づく調整の実施に当たり所要の調整を図る必要があるため、その取扱いを下記のとおり定めたので、通知する。

記

第1 庁舎需要の報告

1 中央省庁に係る庁舎需要調査

総括部局長は、中央省庁に係る既存の国設庁舎への入居・移転要望について、別紙様式1により毎年5月31日までに理財局長あて提出するものとする。

2 地方支分部局等に係る庁舎需要調査

部局長は、既存の国設庁舎への入居・移転要望について、別紙様式1により毎年5月31日までに当該地域を管轄する財務局長等あて提出するものとする。

第2 使用調整計画の財務局案作成等への対応

各省各庁の国有財産部局等の長（以下「部局長」という。）は、財務局長等が実施する使用調整計画の財務局案作成又は国有財産法第 10 条に基づく調整のためのヒアリング等に適切に対応するものとする。

第 3 使用調整計画の決定通知等を受けた場合の対応

各省各庁の国有財産総括部局長（以下「総括部局長」という。）は、財務大臣（理財局長）から使用調整計画の決定又は変更の通知を受けたときは、対象となっている庁舎等に入居させることを予定している官署の国有財産部局等の長（以下「入居官署部局長」という。）及び統一的管理を実施している官署の国有財産部局等の長（以下「管理官署部局長」という。）に通知の上、当該使用調整計画を速やかに実施させるものとする。

また、総括部局長は、入居官署部局長及び管理官署部局長が財務局長等から国有財産法第 10 条に基づく調整の通知を受けたときは、当該調整を速やかに実施させるよう努めるものとする。

（注） 管理官署部局長は、国有財産法第 10 条第 1 項に基づく実地監査又は官署の移転等により効率的な使用を図ることが必要と認められる床面積について、使用調整計画又は国有財産法第 10 条に基づく調整を実施するまでの間、財務局長等と調整の上、有効活用に努めることに留意する。

第 4 変更を求めるべき事由が生じた場合の対応

入居官署部局長又は管理官署部局長は、使用調整計画又は国有財産法第 10 条に基づく調整について、変更を求めるべき事由が生じたときは、速やかにその内容及び理由を明らかにした書面により財務局長等に要請するものとする。

（注） 使用調整計画の変更は、財務大臣が財制審に付議の上行うものであることに留意するものとする。

第 5 移転等の進捗状況の報告

- 1 入居官署部局長は、使用調整計画及び国有財産法第 10 条に基づく調整事案の移転等に係る 3 月末時点の進捗状況（売却可能財産の引継時期や借受解消時期等）について、別紙様式 2 により取りまとめの上、翌月 10 日までに財務局長等あて報告するものとする。
- 2 入居官署部局長は、使用調整計画又は国有財産法第 10 条に基づく調整事案の移転等が完了したときは、速やかにその結果を別紙様式 3 により財務局長等あて提出するものとする。

第 6 その他

使用調整は、庁舎法第 3 条に基づく「庁舎等使用現況及び見込報告書」を踏まえて行うため、管理官署部局長は、今後、現員の削減・増員や業務の縮減・増加が見込まれる場合には、「庁舎等使用現況及び見込報告書」の「翌年度増減見込」欄及び「組織改編等の予定」欄に必要事項を明記することに留意するものとする。

別紙様式1

国設庁舎への入居・移転要望

(省庁名: _____)

官署名	会計名	所在	現有面積(m ²)	年額賃料 (借受庁舎の場合)	移転要望地域		入居に必要な 専有面積(m ²)	入居を要望する理由	入居要望時期	その他参考
					都道府県	市区町村				

(注)1. 報告時点は、毎年度3月31日時点とする。

2. 「移転要望地域」については、市区町村単位で記載する。(複数ある場合には、複数の記載も可)
3. 「入居に必要な専有面積」については、新営一般庁舎面積算定基準又は庁舎別固有業務室面積基準に基づき算定する。
4. 事務室以外の用途で使用する要望がある場合には、「その他参考」に使用予定用途を記載する。

調整対象庁舎等		入居官署	進捗状況							進捗が遅延している場合の理由	今後の処理方針
			調整面積(㎡)		移転等の時期		売却可能財産の引継時期	借受庁舎の借受解消時期			
			計画	実施	計画	実施(予定)	予定	予定	実施		
区	使用調整計画・国有財産法 10条										
分案名											
計画策定日											
調整対象庁舎											
所在地											
区	使用調整計画・国有財産法 10条										
分案名											
計画策定日											
調整対象庁舎											
所在地											
区	使用調整計画・国有財産法 10条										
分案名											
計画策定日											
調整対象庁舎											
所在地											
区	使用調整計画・国有財産法 10条										
分案名											
計画策定日											
調整対象庁舎											
所在地											

(注1)「売却可能財産の引継時期」欄には、財務局等へ引き継ぐ場合は、引継予定時期を記入し、関係部局において売却する場合は、用途廃止予定時期を記入する。

省庁名: _____

使用調整計画・国有財産法第10条に基づく調整事案の完了報告

事案名				
部局名				
調整対象庁舎等				
所在				
入居等官署の名称	調整面積	調整の時期	調整完了予定時期	調整完了日
	m ²			
	m ²			
	m ²			
	m ²			
	m ²			
	m ²			
	m ²			
	m ²			
	m ²			
	m ²			
合計	m ²			

- (注1)「調整の時期」欄には、使用調整計画の策定年月日又は国有財産法第10条に基づく調整の通知年月日を記載する。
- (注2)「調整完了予定時期」欄には、複数年を通じて調整を行うこととなる場合で、本表を財務局に報告する時点において調整が完了していない官署の調整完了予定時期を記載する。
- (注3)「調整完了日」欄には、売却可能財産については移転等年月日及び引継予定時期、借受庁舎からの移転については借受解消年月日を記載する。
- (注4)表題については、該当する事案に○を付す。

(別添)

庁舎等使用調整計画の策定等について

〔平成19年1月11日〕
財理第1号

改正 平成19年 6月 6日財理第2352号
同 21年12月22日同 第5538号
同 25年 6月 5日同 第2647号
同 27年 3月 2日同 第 938号
令和 元年 9月20日同 第3217号
同 5年12月14日同 第3330号
同 6年 4月30日同 第1323号

財務省理財局長から各財務(支)局長及び沖縄総合事務局長宛

庁舎等の使用調整については、平成18年1月の財政制度等審議会(以下「財制審」という。)において、「既存庁舎等の効率的な使用を推進するため、庁舎等の使用調整に当たっては、行政手続の透明性の確保とその実効性の向上の観点から、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法(昭和32年法律第115号。以下「庁舎法」という。)第4条に基づき財制審に付議した上で、庁舎等使用調整計画(以下「使用調整計画」という。)を策定することが適当である」旨の答申を受けたところである。

また、使用調整計画に基づく調整の対象とならない庁舎等の場合であっても、既存庁舎等の適正かつ効率的な使用を推進するため、国有財産法(昭和23年法律第73号)第10条に基づき、その実態に応じ、必要な調整を行う必要がある。

このことを踏まえ、下記のとおり使用調整計画の策定等に関する手続を定めたので、通知する。

記

目次

- 第1 定義
- 第2 使用調整計画に基づく調整
 - 1 調整対象
 - (1) 中央庁舎等
 - (2) 地方庁舎等
 - 2 実施方針
 - 3 地方庁舎等に係る手続
 - (1) 予定事案の報告
 - (2) 財務局案の決定
 - (3) 地方有識者会議の活用
 - (4) 決定通知等

第3 国有財産法第10条に基づく調整

1 調整対象

- (1) 中央庁舎等
- (2) 地方庁舎等

2 実施方針

3 地方庁舎等に係る手続

- (1) 地方有識者会議の活用
- (2) 決定通知等
- (3) 国有財産地方審議会への報告

第4 フォローアップ

1 調整状況の報告

2 進捗状況の報告

第1 定義

本通達において使用する用語の定義は、以下による。

① 調整対象面積

庁舎法第2条第2項に定める庁舎等のうち、国有財産法第10条第1項の規定に基づく実地監査又は移転等により効率的な使用を図ることが必要と認められる床面積

② 調整対象庁舎等

調整対象面積が生じる又は生じる見込みが認められる庁舎等

③ 財務局等

財務局、福岡財務支局及び沖縄総合事務局

④ 財務局長等

財務局長、福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長

⑤ 地方整備局長等

地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長

⑥ 入居官署部局長

調整対象庁舎等に入居させることを予定している官署の国有財産部局等の長

⑦ 管理官署部局長

調整対象庁舎等の統一的管理を実施している官署の国有財産部局等の長

⑧ 中央庁舎等

霞が関団地（昭和33年12月建設省告示第2254号）に所在する庁舎等

⑨ 地方庁舎等

中央庁舎等以外の庁舎等

第2 使用調整計画に基づく調整

1 調整対象

- (1) 中央庁舎等

調整対象面積の合計が150㎡以上の事案について、使用調整計画を策定するものとする。

ただし、調整対象面積の合計が150㎡未満の事案であっても、新たな組織の発足に伴う調整を要する場合等、必要があると認められるときは、使用調整計画を策定するものとする。

(2) 地方庁舎等

次のいずれかに該当する事案について、使用調整計画を策定するものとする。

- ① 調整対象面積が2,000㎡以上の場合
- ② 調整対象面積が600㎡以上2,000㎡未満であって、調整対象庁舎等の延床面積に対して調整対象面積が50%以上の場合

2 実施方針

使用調整は、既存庁舎等の適正かつ効率的な使用を推進することを目的としたものであるため、次の事項を総合的に勘案して実施するものとする。

- ① 借受庁舎等の解消による借受費用の縮減
 - ② 集約化に伴う売却可能財産の創出
 - ③ 既存庁舎等を有効活用することによる新営庁舎等の規模の縮減
 - ④ 庁舎等の分散解消、狭あい解消
 - ⑤ 庁舎等の耐震性能の確保
- (注 1) 複数の使用調整計画案が考えられる場合は、使用調整の早期実現性を踏まえ検討するものとする。
- (注 2) 使用調整の結果、庁舎等に余裕が生じる場合は、用途の廃止、借受庁舎等の廃止等又は貸付けについて検討するものとする。
- (注 3) 部局長から提出された庁舎需要（既存庁舎等への入居・移転要望等）について、ヒアリング等を実施し、的確に把握することとする。
- (注 4) 庁舎等の耐震性能と官署が必要とする耐震性能にミスマッチが生じている場合、庁舎等の使用実態や経済合理性等の観点を踏まえて入替調整が適切と認められるときには、余剰スペースが生じていないケースであっても、当該官署に必要な耐震性能が確保されるように官署間の入替調整を行う。

なお、その際には、経済合理性の観点から、次に掲げるコスト比較を行うとともに、既存庁舎等の効率的な使用の観点や行政サービスへの影響等の観点も踏まえて、使用調整の実施を判断するものとする。

- ① ミスマッチが生じている官署の使用調整に必要な費用（内装改修工事費用、改修工事中の仮庁舎の借料、移転費用等）
- ② 耐震改修工事に必要な費用（入居したまま耐震改修工事ができない場合は、耐震改修工事中の仮庁舎の借料や移転費用等を含む。）

3 地方庁舎等に係る手続

(1) 予定事案の報告

財務局長等は、使用調整計画に基づく調整を行うことが適当と認められる事案について、別紙様式 1 により当該事案の庁舎等の使用現況（使用官署名、専用面積、使用区分、調整対象面積等）及び周辺に所在する庁舎等の使用現況等を取りまとめの上、6 月 30 日までに理財局長あて報告するものとする。

(2) 財務局案の決定

財務局長等は、入居官署部局長及び管理官署部局長との間で所要の調整を行い、必要に応じて地方整備局長等から庁舎の営繕に関する技術的な助言及び協力を得た上で、別紙様式 2 及び 3 により使用調整計画の財務局案を決定の上、11 月 30 日までに理財局長あて報告するものとする。

なお、使用調整計画に基づく調整を行うことにより庁舎等の全部が不用となると、又は庁舎等の一部に余裕が生じるときは、別紙様式 2 の「今後の利用計画」欄に処理方針を記載する。

(注) 使用調整計画に基づく調整を行うことにより庁舎等の一部に余裕が生じるときとは、庁舎等の床面積から次の部分を除いてもなお残余が生じる部分であり、庁舎法第 4 条第 6 項第 3 号に定める貸付けの対象となるものであることに留意する。

- ① 国の事務又は事業の遂行に関し現に使用されている部分及び使用されることが確実であると見込まれる部分
- ② 次のいずれかの事由により国以外の者が使用し又は収益する部分
 - ・ 国の事務又は事業を遂行するために必要があると認められること
 - ・ 公共上又は公益上の見地から必要と認められること
 - ・ 国の職員その他庁舎等を利用する者の利便に資すると認められること

(3) 地方有識者会議の活用

イ 地方有識者の意見の聴取

使用調整計画の財務局案の検討に際しては、必要に応じて、平成 18 年 12 月 8 日付財理第 4846 号「国有財産の有効活用に関する地方有識者会議の開催について」通達に基づき、財務局等において開催する地方有識者会議を活用し、有識者の意見を聴くものとする。

ロ 地方有識者会議における意見の報告

地方有識者会議における意見については、その概要を別紙様式 3「地方有識者会議における意見」欄に記載の上、報告するものとする。

(4) 決定通知等

イ 財務局長等は、理財局長から使用調整計画の決定通知を受けたときは、速やかに入居官署部局長、管理官署部局長及び地方整備局長等との間で当該使用調整計画のスケジュール等を確認するとともに、必要な措置を求めるものとする。

ロ 財務局長等は、使用調整計画について変更する事由が生じ、又は入居官署部局長若しくは管理官署部局長から変更要請があったときは、速やかに所要のヒアリング及び現地調査等（ドローン等のデジタル技術を活用した調査を

含む。)を行い、変更の適否を検討の上、必要に応じて地方整備局長等の意見を付して、理財局長あて報告するものとする。

なお、入居に際しての改修工事等により使用面積が増減する場合は、変更として取り扱わないものとする。

第3 国有財産法第10条に基づく調整

1 調整対象

(1) 中央庁舎等

調整対象面積の合計が150㎡未満の事案について、理財局長が国有財産法第10条に基づく調整を行うものとする。

(2) 地方庁舎等

次のいずれかに該当する事案について、財務局長等が国有財産法第10条に基づく調整を行うものとする。

① 調整対象面積が150㎡以上600㎡未満の場合

② 調整対象面積が600㎡以上2,000㎡未満であって、調整対象庁舎等の延床面積に対して調整対象面積が50%未満の場合

ただし、調整対象面積の合計が150㎡未満の事案であっても周辺庁舎の状況等により、国有財産法第10条に基づく調整を行うことが適当と認められる事案については、入居官署部局長及び管理官署部局長から、使用現況等に関するヒアリングを行い、調整を行うものとする。

2 実施方針

国有財産法第10条に基づく調整は、使用調整計画に基づく調整と同様に既存庁舎等の適正かつ効率的な使用を推進することを目的としたものであるため、実施に当たっては上記第2の2の事項を総合的に勘案するものとする。

ただし、国有財産法第10条に基づく調整は比較的小規模であるため、実際に余剰スペースの捻出に要するコストとその財政効果等を比較考慮の上、以下の点に留意して、財政効果の高いものから優先して取り組むこととする。

① 多額の機会費用が生じているなど、その解消効果が高いと考えられるもの

② 余剰スペースを捻出するため相応のコストをかけたとしても、新規の庁舎取得費用や新規の庁舎借受料等と比較すると一定の財政効果が認められるもの

3 地方庁舎等に係る手続

(1) 地方有識者会議の活用

国有財産法第10条に基づく調整を行う場合には、必要に応じて、財務局等において開催する地方有識者会議を活用し、有識者の意見を聴くものとする。

(2) 決定通知等

イ 財務局長等は、国有財産法第10条に基づく調整事案について、関係官署との調整が整った場合は、速やかに別紙様式4により入居官署部局長及び管理

官署部局長あて通知するものとする。

なお、本通知は、国有財産総括事務処理規則（昭和 29 年大蔵訓令第 5 号）第 10 条に基づく通知であり、国有財産法第 10 条第 1 項に定める用途の変更等必要な措置を求める場合は、国有財産総括事務処理規則第 10 条の 2 の規定に基づく、承認申請が必要なことに留意する。

ロ 財務局長等は、国有財産法第 10 条に基づく調整を検討した結果、入居すべき官署が近隣になく、かつ、民間等への貸付けの実現可能性が極めて低いと認められる場合は、理財局長の承認を得て、当面国有財産法第 10 条に基づく調整を要しない事案として整理できるものとし、その旨を管理官署部局長あて通知するものとする。

(3) 国有財産地方審議会への報告

国有財産法第 10 条に基づく調整を行ったものについては、事後に開催される国有財産地方審議会に報告するものとする。

第 4 フォローアップ

1 調整状況の報告

財務局長等は、調整対象庁舎等について、別紙様式 5 により、3 月末時点の入居官署部局長及び管理官署部局長との調整状況を取りまとめの上、翌月 30 日までに理財局長あて報告するものとする。

2 進捗状況の報告

財務局長等は、別紙様式 6 により、3 月末時点の使用調整計画及び国有財産法第 10 条に基づく調整事案の移転等に係る進捗状況を取りまとめの上、翌月 30 日までに理財局長あて報告するものとする。

なお、財務局長等は、使用調整計画及び国有財産法第 10 条に基づく調整事案の移転等が完了したときは、入居官署部局長から速やかにその結果を別紙様式 7 により提出させるものとする。

使用調整計画(財務局案の概要)

財務局等名:

取得等庁舎

調整対象庁舎等

庁舎名	
所在地	
完成年月	
入居予定官署名	入居予定面積
合計	

庁舎名			
所在			
築年			
調整対象面積			
国設・借受の別	国設 ・ 借受		
耐震性能			
使用官署名	専用面積	基準面積	調整後面積
合計			

庁舎名			
所在			
築年			
国設・借受の別	国設 ・ 借受		
耐震性能			
使用官署名	専用面積	基準面積	調整後面積
今後の利用計画			

庁舎名			
所在			
築年			
国設・借受の別	国設 ・ 借受		
耐震性能			
使用官署名	専用面積	基準面積	調整後面積
今後の利用計画			

庁舎名			
所在			
築年			
国設・借受の別	国設 ・ 借受		
耐震性能			
使用官署名	専用面積	基準面積	調整後面積
今後の利用計画			

(注)庁舎等の取得等に伴い、使用調整計画の策定が必要と認められる場合に記載する。

使用調整計画(財務局案)

○事案名: _____

財務局等名: _____

1. 庁舎等の国有財産台帳記録事項

調整対象庁舎等名:

国有財産台帳記録事項	口座名	(管理官署: _____)				
	所在					
	区分	種目	数量(m ²)	価格(円)	得喪変更の年月日及び事由	備考
	土地					
	建物		建 延			
	その他					
	合計		—			

2. 使用官署の名称及びその使用の現況

使用現況	使用官署名	専用面積(m ²)	使用区分
	〈使用調整対象〉		
	合計		

3. 使用調整を必要とする理由

4. 使用調整の内容、方法及び時期

調整対象庁舎等名:

使用官署名	調整面積(m ²)	方法・時期	備考
		〈方法〉 (使用調整の方法について記載)	
		〈時期〉 (使用調整の時期について記載)	
合計			

5. その他参考となるべき事項

(当該使用調整計画において、参考となるべき事項(不用となるべき庁舎等の概要、借受解消となる庁舎の概要等)があれば記載する。)

6. 地方有識者会議における意見

(平成18年12月8日付財理第4846号「国有財産の有効活用に関する地方有識者会議の開催について」通達に基づき地方有識者会議を開催した場合に記載する。)

別紙様式4

文 書 番 号
令和 年 月 日

(関係部局の長) 殿

財 務 局 等 の 長

国有財産法第10条第1項に基づく調整について

庁舎等を適正かつ効率的に使用する必要があると認められることから、国有財産法(昭和23年法律第73号)第10条第1項に基づき監査等を行った結果、別紙のとおり調整を行うこととしたので、通知します。

国有財産法第10条に基づく調整

○事案名: _____

財務局等名: _____

1. 庁舎等の国有財産台帳記録事項

2. 使用官署の名称及びその使用の現況

調整対象庁舎等名:

国有財産台帳記録事項	口座名	(管理官署: _____)				
	所在					
	区分	種目	数量(m ²)	価格(円)	得喪変更の年月日及び事由	備考
	土地					
	建物		建 延			
	その他					
	合計		—			

使用現況	使用官署名	専用面積(m ²)	使用区分
	〈調整対象〉		
	合計		

3. 調整を必要とする理由

4. 調整の内容、方法及び時期

調整対象庁舎等名:

使用官署名	調整面積(m ²)	方法・時期	備考
		〈方法〉 (調整の方法について記載) 〈時期〉 (調整の時期について記載)	
合計			

5. その他参考となるべき事項

(当該調整において、参考となるべき事項(不用となるべき庁舎等の概要、借受解消となる庁舎の概要等)があれば記載する。)

使用調整計画 ・ 国有財産法第10条に基づく調整事案に関する調整状況（令和 年 月末）

（財務局等名： ）

調整対象庁舎等		入居官署	現有面積	調整対象面積 (㎡)	空きスペース発生理由・時期	調整検討官署 (入居庁舎)	現有面積 (㎡)	基準面積 (㎡)	築年	経年	耐震	関係官署とのヒアリング・ 調整状況	今後の処理方針
区分	使用調整計画・国有財産法第10条												
庁舎名													
所在地													
建物延面積(㎡)													
築年(経年)													
耐震結果													
区分	使用調整計画・国有財産法第10条												
庁舎名													
所在地													
建物延面積(㎡)													
築年(経年)													
耐震結果													
区分	使用調整計画・国有財産法第10条												
庁舎名													
所在地													
建物延面積(㎡)													
築年(経年)													
耐震結果													
区分	使用調整計画・国有財産法第10条												
庁舎名													
所在地													
建物延面積(㎡)													
築年(経年)													
耐震結果													

(注) 表題については、該当事案に○を付す。

調整対象庁舎等		入居官署	進捗状況						進捗が遅延している場合の理由	今後の処理方針	財務局等における確認・指示事項	
			調整面積 (㎡)		移転等の時期		売却可能財産の引継時期	借受庁舎の借受解消時期				
			計画	実施	計画	実施(予定)	予定	予定				実施
区分	使用調整計画・国有財産法第10条											
事案名												
計画策定日												
調整対象庁舎												
所在地												
区分	使用調整計画・国有財産法第10条											
事案名												
計画策定日												
調整対象庁舎												
所在地												
区分	使用調整計画・国有財産法第10条											
事案名												
計画策定日												
調整対象庁舎												
所在地												
区分	使用調整計画・国有財産法第10条											
事案名												
計画策定日												
調整対象庁舎												
所在地												

（注1）「売却可能財産の引継時期」欄には、財務局等へ引き継ぐ場合は、引継予定時期を記入し、関係部局において売却する場合は、用途廃止予定時期を記入する。

（注2）表題については、該当する事案に○を付す。

財務局等名：_____

使用調整計画・国有財産法第10条に基づく調整事案の完了報告

事案名				
部局名				
調整対象庁舎等				
所在				
入居等官署の名称	調整面積	調整の時期	調整完了予定時期	調整完了日
	m ²			
	m ²			
	m ²			
	m ²			
	m ²			
	m ²			
	m ²			
	m ²			
	m ²			
	m ²			
合計	m ²			

(注1)「調整の時期」欄には、使用調整計画策定年月日を記載する。
 (注2)「調整完了予定時期」欄には、複数年を通じて調整を行うこととなる場合で、本表を財務局に報告する時点において調整が完了していない官署の調整完了予定時期を記載する。
 (注3)「調整完了日」欄には、売却可能財産については移転等年月日及び引継予定時期、借受庁舎からの移転については借受解消年月日を記載する。
 (注4)表題については、該当する事案に○を付す。